

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市空店舗活用補助金
補助事業等の目標	市内の空店舗を活用して新たに事業を開始する事業者に対し、空店舗等の改修に要する経費の一部を補助することにより、市内の空店舗の有効利用と商業振興を図り、まちの賑わいづくりにつなげることを目的とする。
補助事業等の対象者	<p>1 市内の空店舗(直接事業の用に供しなくなった日から 3 月以上経過しても入居者の決まらない店舗であって、大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗内及び大型商業施設内のテナント型店舗を除くものをいう。以下同じ。)を賃借又は購入して、新たに店舗を開店しようとする中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は個人事業主であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 事業を営む個人又は法人であって、住所を有する又は所在する市区町村の市税等の滞納がないこと。</p> <p>(2) 法人にあつては、諏訪市空店舗活用補助金実績報告書(様式第 5 号一 1)の提出までに市税に係る法人設立(設置)届出書を提出していること。</p> <p>(3) 市内店舗から空店舗への移転により新たに店舗を開店することで移転前の当該市内店舗が空店舗とならないこと。</p> <p>(4) 賃借又は購入する空店舗の所有者が補助金の申請者本人(法人の場合は代表者も含む。)及び当該申請者の 3 親等以内の親族でないこと。</p> <p>(5) 開業に際して法律に基づく資格、許可等が必要な場合は、当該資格、許可等を有し、又は開業までに有する見込みがあること。</p> <p>(6) 最寄りの「認定経営革新等支援機関」の経営指導を受け、2 年以上継続して営業することが見込まれるものであり、営業時間が 1 日 6 時間以上かつ営業日が週 5 日以上であること。</p> <p>(7) 地域の商工会、商業会等の会員である、又は出店後速やかに会員となる見込みがあること。</p> <p>(8) 国、県等から同様の事由による補助金を受けていないこと。</p> <p>(9) 営む事業の業種が別表に掲げる業種であつて、次の掲げる事項に該当しないこと。</p> <p>ア 主として店舗内での販売又はサービスの提供を行わないもの</p> <p>イ 人の出入りが少ないもの</p> <p>ウ 総じて事務所の用に供すると認められるもの</p> <p>2 1 に規定するものであつても、次に掲げるものについては、対象者から除くものとする。</p>

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める営業を営むもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例（平成 24 年諏訪市条例第 20 号）第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者及び警察当局から排除要請のあるもの
- (3) その他市長が不相当と認める事業を営むもの

【別表】

大分類	中分類	小分類
I. 卸売業, 小売業	全て	全て
J. 金融業, 保険業	67 保険業（保険媒介代理業, 保険サービス業を含む）	全て
K. 不動産業, 物品賃貸業	全て	全て
L. 学術研究, 専門・技術サービス業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	746 写真業
M. 宿泊業, 飲食サービス業	76 飲食店	※次のものを除く 766 バー, キャバレー, ナイトクラブ
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	全て
N. 生活関連サービス業, 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	※次のものを除く 784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場
	79 その他の生活関連サービス業	※次のものを除く 795 火葬・墓地管理業 796 冠婚葬祭業
	80 娯楽業	804 スポーツ施設提供業のうち 8048 フィットネスクラブ
O. 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	全て

補助対象経費

- 1 補助対象経費は、次のとおりとする。この場合において、所有者である賃貸人の資産形成とならないよう、賃貸借契約書上に賃借人が改装費用を負担することが類推される文言（原状回復義務等）を記載すること。

	<p>(1) 空店舗を新たに賃借又は購入して事業を開始する場合の店舗本体の改装費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費、空調設備費）</p> <p>(2) 店舗本体の改装と同時に行う建物に付属した看板の設置工事費</p> <p>2 次に掲げる経費は、補助対象外とする。</p> <p>(1) 補助金交付決定前に着手した改装工事費用</p> <p>(2) 消耗品費</p> <p>(3) 備品購入費</p> <p>(4) 1の(1)に規定する補助対象経費のうち、事務室、倉庫等に係る費用で直接事業の用途に供さないもの</p>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>補助対象全体経費より100万円（消費税含む。）を除いた額の2分の1に相当する金額とし、当該金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの申請書及び実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成27年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>【終期が3年を超える場合の理由】</p> <p>空店舗が増加傾向にあり、まちの賑わいを確保していくためには継続して補助し、空店舗の解消を図ることが必要。</p>
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を市ホームページにて公表する。
その他	<p><補助事業等の対象にならない場合></p> <p>他の補助制度や制度資金の対象となっている改装費用は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。ただし、他の補助制度や制度資金の対象と明確に費用を区分することができる場合については、他の補助制度や制度資金の対象となっていない改装費用をこの取扱基準による補助事業等の対象とする。</p> <p><申請及び実績報告></p> <p>1 補助金の交付を受けようとする者は、当該工事着工前に諏訪市空店舗活用補助金交付申請書（様式第2号-1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市空店舗活用補助金事業計画書（様式第2号-2）</p> <p>(2) 店舗等の賃貸借契約書の写し</p>

	<p>(3) 工事見積書</p> <p>(4) 設計書</p> <p>(5) 補助対象工事施行前の内部・外部の現状及び工事施工予定箇所の写真</p> <p>(6) 店舗の位置図及び平面図</p> <p>(7) 営業許可書の写し</p> <p>(8) 申請者が個人の場合は、住民票、運転免許証その他住所を確認できるものの写し及び本市外に住所を有するものは納税証明書の写し</p> <p>(9) 申請者が法人の場合は、定款又はこれに準ずるものの写し</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金交付決定後に工事内容に変更が生じたときは、速やかに諏訪市空店舗活用補助金変更申請書（様式第4号-1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 変更後の工事見積書</p> <p>(2) 変更後の設計書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 補助金交付決定のあったものは、補助対象工事完了後速やかに諏訪市空店舗活用補助金実績報告書（様式第5号-1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事代金領収書の写し</p> <p>(2) 補助対象工事施工後の内部・外部の現況及び工事箇所の写真</p> <p>(3) 振込先口座番号、口座名義、金融機関名及び支店名が記載されている通帳の写し又はこれに類する書類の写し</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>提出書類</p>	<p>諏訪市空店舗活用補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>諏訪市空店舗活用補助金事業計画書（様式第2号-2）</p> <p>諏訪市空店舗活用補助金変更申請書（様式第4号-1）</p> <p>諏訪市空店舗活用補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。（附属して提出を要する書類等を添付）</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 商業振興係</p>

平成27年4月1日 制定

平成29年3月29日 一部改正（平成29年4月1日 施行）